

# クイーンズランド補習授業校 ブリスベン校保護者会規約

## 第1章 名 称

第1条 本会の名称は、「クイーンズランド補習授業校ブリスベン校保護者会（以下、「保護者会」と称す）」とする。

## 第2章 目 的

第2条 ブリスベン日本クラブ（以下、「JCB」と称す）により設置され、クイーンズランド補習授業校ブリスベン校運営委員会（以下、「運営委員会」と称す）によって運営されるクイーンズランド補習授業校ブリスベン校（以下、「補習校」と称す）の教育活動と円滑な学校運営を積極的に支援する。

第3条 児童及び生徒の安全で意義ある学校生活を支えるために積極的に協力する。

## 第3章 構 成

第4条 [会 員] JCB会員であり、補習校に在籍する児童及び生徒の保護者で構成され、入学と同時に会員となり（以下「本会員」と称す）、児童又は生徒の退学によって退会とする。

第5条 [学年委員、保護者会役員、役員会]

### (1) 学年委員

- (あ) 学年委員は、各クラス2名ずつ選出することを基本とし、各クラスに属する児童及び生徒の保護者へ補習校に関わる情報の伝達を行う。
- (い) 学年委員は原則として「保護者会役員、学年委員履歴表」に基づき選出される。学年委員未経験者のなかから子息の合計在学月数の長い順に上位1、2番目の保護者を選出し学年委員とする。在学月数が同じ場合には五十音順にて選出する。
- (う) クラスに学年委員未経験者がいない場合は、最後に学年委員を経験した年度の古い順に2名を選出する。経験年度が同じ場合には、学年委員経験回数の少ない順、経験回数も同じ場合には、子息の合計在学月数の長い順、月数が同じ場合には五十音順にて選出する。
- (え) 学年委員の経験対象者は現在手元にある記録に基づき2002年以降とする。ただし、各クラス内が役員経験者のみで占められる場合は役職経験率 すなわち  
役職（保護者会役員及び学年委員）経験回数 ÷ 合計在籍月数 × 100 %  
の小さい順に選出する。
- (お) 学年委員の職務を原則として1年間全うした者のみが学年委員経験者として履歴表に記録が残る。※年度途中から交替し終了まで全うした者は経験者とする。
- (か) 補習校の教師、事務職員で子息が補習校に通っている場合は学年委員の役職につくことは免除される。
- (き) 学年委員で子息を学年後期、或は翌年前期に退学させ半年後に復学した場合は復学翌年度役員選出時に退学年度の学年卒で現学年委員と併に加わる。
- (く) 立候補者が有る場合は上記（い）に優先する。

### (2) 保護者会役員

- (け) 保護者会役員とは、第5章に定める保護者会の活動を統括する為に設置され、行事運営、図書広報、当番安全各2名ずつで構成されることを基本とする。
- (こ) 運営委員会は保護者会役員を代表し、総会、役員会を招集、会議を主宰する。
- (さ) 保護者会役員は、運営委員会の依頼を受け、本年度学年委員による会を開き、幼稚部～小2の学年委員の中から2名役員を、小3～小5の学年委員の中から2名役員を、小6～中2の学年委員の中から2名役員を、それぞれ協議、挙手で選出する。但し、学年の構成は保護者の分布状況を鑑み変更する場合があります、変更は保護者会役員会で決定する。また、保護者会役員に立候補する者がある場合は、本項の定めに関わらず立候補者が優先する。
- (し) (さ) により選出された役員承認を定期総会に求める。また任期は原則として1年間とする。
- (す) 保護者会役員の経験者は原則として学年委員の職務を免除される。
- (せ) 保護者会役員は「保護者会役員、学年委員履歴表」（以下「履歴表」と称す）を2002年以降の記録を元に毎年更新し、運営委員会に報告する。なお中3の学年委員で、まだ補習校に在学する子息がいる場合は履歴表に含むこととする。

(そ) 運営委員とその家族は、その任期中の保護者会役職の職務を免除される。

(た) 本年度保護者会役員は新年度保護者会役員を出来る限り補佐する。

(3) 役員会

(ち) 運営委員会、保護者会役員により構成される。

## 第4章 総 会

### 第6条 [運 営]

(1) 定期総会は年1回とする。但し、役員会が必要と認めた時には随時総会を開催することができる。

(2) 会の成立に必要な定足数は全家族数の3分の1以上とする。ここでいう定足数とは委任状を提出した家族数、出席した家族数を合わせたものとする。

(3) 決議は出席家族数の過半数の賛成によって決定する。

(4) 総会での投票権を有する家族は、協議内容を聞き取り協議に参加することが合理的に可能となるような機器を使用することにより総会に参加し、投票することができる。

(5) 上記(4)の定めに従い総会に参加する家族は、総会に出席したものとみなされる。

(6) 総会は、総会での投票権を有する家族が協議内容を聞き取り協議に参加することが合理的に可能となるような機器を使用して開催することができる。

(7) 総会は、役員会が必要と認めたときは、書面による開催を可能とする。書面総会での決議は、家族の書面による投票により決定するものとする。この場合において、全家族数の3分の1以上の投票権行使書の提出があった場合に総会は有効なものとし、決定はその過半数で決する。

(8) 書面総会を開催する場合、家族は、役員会に対し総会議案に対する質問をすることができる。この場合において、役員会はその回答を行うものとする。

第7条 決議事項は、総会に出席した役員会が速やかに運営委員会に報告する。

## 第5章 活 動

第8条 本会員は、補習校規約、補習校就学に関する確認書等の各規約に定められている保護者の責任を負うものとする。

第9条 本会員は具体的に次のことを行う。

(1) 順番制による当番を編成し、次のような授業運営の補助活動を行う。

①鐘鳴らし ②図書整理・貸出し補助 ③校内巡回・保全 ④救護 ⑤諸連絡・その他

(2) 補習校行事への参加・協力。

(3) JCB行事への参加・協力。

## 第6章 予 算

第10条 JCB理事会の承認を得て予算化され、保護者会の運営にあてる。

## 第7章 細 則・改 廃

第11条 保護者会の運営に必要な細則の決定、規約の改廃は、役員会において決議する。

付 則

(1) この規約は平成6年(1994年)12月17日総会にて承認、施行された。

(2) 改定 平成10年(1998年)2月7日

(3) 改定 平成19年(2007年)5月5日

(4) 改定 平成20年(2008年)5月3日

(5) 改定 平成21年(2009年)5月23日

(6) 改定 平成22年(2010年)5月1日

(7) 改定 平成25年(2013年)5月11日

(8) 改定 平成28年(2016年)5月7日

(9) 改定 令和2年(2020年)5月11日

【補足】補習校は、JCBによって設置され、保護者からの授業料、日本政府からの援助金、在ブリスベン日本商工会議所に所属する企業からの寄付金を受けて、運営委員会によって運営されています。